

香川県条例第30号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第34条 略</p> <p><u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）</u>、<u>短期大学（専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>若しくは<u>高等専門学校（以下「短期大学等」という。）</u>又は<u>高等学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）</u>において、<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、</u><u>大学を卒業した者については1年6月以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）</u>については<u>2年6月以上、高等学校等を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第34条 県営住宅の入居者の用に供するために県が設置する水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p><u>(2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p><u>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>又は<u>高等専門学校（以下「短期大学等」という。）</u>において<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、</u><u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p><u>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」</u></p>

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 略

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる課程に相当する課程を、

という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については6月以上、第2号の規定による卒業をした者については1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(9) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。第11号において同じ。）については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(10) 略

(11) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(12) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する学科

それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第1号に規定する課程	大学	1年6月
	短期大学等	2年6月
	高等学校等	3年6月
第2号に規定する課程	略	
前号に規定する課程	略	

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

目を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第9号に規定する学科目	略
前号に規定する学科目	略

- (13) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条第13号の改正規定（「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。次項において同じ。）及び同項の規定は、公布の日から施行する。
- 第34条第13号の改正規定の施行の際現に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了している者については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。